

利用申込みに関する注意事項

保育施設への事前見学について

申込みにあたり、保育施設の見学を希望する場合は、直接保育施設へご連絡ください。見学や、園のホームページ等をご活用の上、希望園をお決めください。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。保育園での1日のスケジュールや、施設の構造、おもちゃや道具の持参、園庭の有無など、保育施設の特徴はさまざまです。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子等に合った保育施設をお選びください。**

なお、**次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします。**

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります)

利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込み締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込み内容につきましては、その次の入所審査において内容を反映します。

(例)令和6年(2024年)8月入所の基準日：令和6年(2024年)7月1日

→7月2日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、9月の入所審査から反映する。

転園申請について

保育施設の入所から6ヶ月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申し出ください。

【注意事項】

- ・転園申請により入所の内定が決まった場合は、**転園を辞退することができません**。
- ・審査月の締め切り後(4月1次の場合は取下げ可能期限後)に、**申込みを取り下げることにはできません**。
- ・転園が決定した場合には、**転園先の保育施設でならし保育の実施が必要**となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- ・一度世帯全員の「⑤マイナンバー確認書類」を提出している場合、再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★育児休業取得中の申込みで転園が決まった場合も翌月15日までの復職が必要です★

例)2024年4月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合

→2024年5月15日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も5月15日までに決めておく必要があります。

出生前申込みについて

令和6年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です(令和6年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません)。

なお、対象は**令和6年3月1日**までに出生予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受け付けます)。また、出生前申込みをされた方は、出生後に、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。**この手続きがされない場合、申請は無効になります**のでお気を付けください。

新しい保育施設開設について

認可保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込みの締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

産前産後期間中の申込みについて

申込み期間中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。産前産後期間に入所した場合、利用の要件は出産要件に切り替わります。そのため、産後に育児休業を取得する場合は出産日の後8週後の月の末日までが利用可能期間となります。そのため、産後8週間の日を含む月末で退園となります。

なお、出産後、育児休業を取得せずに復職する場合は就労要件で利用調整をいたします。産後8週で復職されましたら、復職後の就労証明書と、出生児童の預け先の保育証明書をご提出ください。

例 現在「就労」の要件で申込をしているが、2024年6月20日に出産予定があり、2024年5月10日から産前休暇を取得し、その後育児休業も取得する。

→5月入所審査までは「就労要件」で審査(5月1日時点では産前休暇に入っていないため)、6月～8月入所(産前産後期間中)については「出産要件」で審査する。また、6～8月に入園が内定した場合は、8月末で退園となる(9月以降も利用したい場合は再度申込みが必要)。

育児休業中の申込みについて

保護者が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。育児休業からの復職(予定)日により、次のとおり入所希望月が決まります(入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始する必要があります)。

- ① 1～15日付の復職・・・復職月の前月1日から利用可能 (例)8月1日復職・・・7月1日から利用可能
- ② 16～31日付の復職・・・復職月の当月1日から利用可能 (例)8月20日復職・・・8月1日から利用可能

また、父母いずれかが育児休業を取得中の児童の申込みにおいて、申請時に次の2通りの申請方法から審査時の状況を選択していただく必要があります。申請の選択肢については次のとおりです。(書類の記入方法はP35をご確認ください)



「育休B申込」は、就労証明書の提出をもって育児休業を取得していることが確認できる藤沢市民の方に限ります。そのため、次の方は「育休B申込」ができません(入所申込みは可能ですが、基礎点数の減点を行いません)。
◆藤沢市在勤要件でお申込みの場合
◆育児休業を取得している方の就労証明書が不足、又は不備がある場合

選択肢1:「育休A申込」

→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。

「育休A申込」を選択してお申込みをした結果、入所保留となり、やむを得ず育児休業を延長する場合には選択肢2「育休B申込」とは異なり、基礎点数の減算(-30点)の審査にはなりません。

また、入所をお待ちいただいている間に育児休業を延長した場合は、就労証明書の追加提出が必要になります。

選択肢2:「育休B申込」 ※育児休業を取得している保護者の就労証明書の不足や不備がある場合適用ができません

→保育施設への入所よりも育児休業の延長を優先したい、別の方の入所を優先してもよい(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。「育休B申込」を行った場合には、審査時の基礎点数が減算(-30点)されます。ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、利用時期を意図的に遅らせるものではありません。希望施設に空きがあれば内定となります。

★「育休B申込」の注意点

- ・「育休B申込」は、申請希望月の当月のみ有効となります。毎月審査を希望される場合にはその月ごとに入所申込が必要で、(4月1次申込みの場合、審査を行うのは1次申込み分まで)。
- ・4月2次の審査もご希望の場合は、4月1次申込の時点で「育休B申込」を選択せず「育休A申込」で年度末までの審査を希望してください。

なお、入所保留通知(不承諾通知)につきましては、保育施設の申込みをし、かつ入所保留が決定した方のみにお送りすることができません。入所申込みをしていない月又は内定となった審査月につきましては、入所保留通知を発行することができませんのでご了承ください。

既にごきょうだいが認可保育施設を利用している方へ

認可保育施設を利用している児童(児童A)の保護者が、きょうだい(児童B)の出生により育児休業を取得しているとき、児童Aが継続して保育施設を利用したい場合は、児童Bが満1歳になる次年度の5月15日までに、保護者が育児休業から復職する必要があります。この日までに復職ができない場合、児童Aは退園となりますので、該当の方はご注意ください。

また、きょうだいと同じ保育施設を申し込む場合、P19のとおり、基礎点数は加算となりますが、必ずしも入所を保証するものではありません。近隣の保育施設等も希望園に入れてお申し込みされることをご検討ください。

例：在園児のきょうだいが、2022年4月2日～2023年4月1日の間に生まれた場合

→在園児本人の保育施設利用を継続したい場合、保護者は2024年5月15日までに復職する必要があります。
(それまでに、生まれたきょうだいが保育施設に入所するか、他の預け先を確保する必要があります)

申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P 12の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、P 13～15をご確認いただくか、保育課までお問い合わせください。

育児休業を延長した	延長後の期間が明記された就労証明書	新たに就労を開始した	就労開始日以降に発行された就労証明書
就労の内容が変わった(就労先や就労時間の変更、長期休業の取得や終了など)	変更の事実発生日以降に発行された就労証明書	退職した 市内転居した 希望する保育施設を変更したい	保育施設利用申込内容変更届
申込児童又はきょうだいを認可外保育施設や幼稚園等に預けた	保育証明書		

申込みを取り下げる場合

入所申込みを取り下げたい場合、「入所申込内定辞退・取下届」にて、保護者の本人確認書類のコピーを添付又は窓口で原本をご提示の上、取り下げたい審査月の締切日までに申し出をしてください。

締切日を過ぎて取下げする場合(例：2024年8月入所申込みの審査を取り下げるとして、締切日である2024年7月1日を過ぎて届け出した場合)、内定辞退と同様の取り扱いになります。この場合、後に藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は基礎点数を2点減点しての審査となります。ただし、転園申請の方は、審査の段階で転園元の空きに対し内定者をお決めするため、いかなる場合であっても、締切日以降に取下げすることはできません。

また、次の方は審査対象月を経過後、自動的に取下げ扱いとなります。

- ◆申込み中に転出した方(藤沢市在勤の方であっても1度取下げをします)
- ◆出産要件で申し込みし、産後期間を経過した方(P 17の「産前産後期間中の申込みについて」に該当する方を除く)
- ◆ひと月のみの審査をご希望していた方

2月・3月の入所審査について

例年、次年度の4月の入所調整中又は調整後に、2月・3月の入所審査を行っています。そのため、4月の内定・入所状況により、2月・3月入所審査では審査上の順位が上位であっても、内定のご案内ができない場合がありますのでご了承ください。

市外の保育施設を利用したい方

★必ず藤沢市保育課の窓口で手続きをしてください(郵送不可)★

市外の保育施設の利用申込みについては、お住まいの(住民票のある)市区町村が窓口になります。藤沢市にお住まいの方は、藤沢市保育課窓口で手続きをしてください(郵送、市民センター、公民館、保育施設では受け付けておりません)。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込み締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまうと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月分の審査になってしまうことがあります…。

必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村への依頼手続きのため、郵送に1週間程時間を要します。(相手の市区町村への FAX やメール、速達での申込書類の送付は対応していません)

※市外の保育施設の利用申請の際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合、申請受付の可否については、入所を希望される自治体の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に入所を希望する自治体に書類不足の状態での受付の可否をご確認くださいませようお願いします。(藤沢市では締切日の1週間前までに提出いただいた書類をそのまま入所希望先の自治体に送付いたします。必要書類の内容等の確認は致しかねます)